

# 国民健康保険料 決定通知書の見方

国民健康保険料決定通知書には、「年間保険料」「徴収方法」「保険料率」「期別保険料額」「保険料算出の内訳」「軽減判定の状況」「国民健康保険の加入状況」等が記載されています。

697-8501  
島根県浜田市  
殿町1番地

平成31年度  
国民健康保険料 決定通知書兼納入通知書

国民健康保険料を下記のとおり決定しましたので通知します。

令和元年 6月13日

公印

浜田 太郎 様

島根県浜田市長  
久保田 章市

\*新元号施行後は新元号に読み替えてください。

①納付義務者

納付義務者	浜田 太郎	
生年月日	昭和50年1月1日	
世帯番号	0123456	123
通知番号	0123456	0123456
記号番号	02-01234567	
以下に記載のある方は、記載された指定口座からの引き落としとなります。		
金融機関		
口座種別	口座登録された方は、口座情報	
口座名義人		
納付区分		

②通知番号  
=問い合わせ番号

③徴収方法

徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	円
年間保険料	52,200 円

④年間保険料

備 考 7割軽減 ⑤軽減

1234

⑥保険料の算出内訳

	医療分	支援金分	介護分
②被保険者数(人)	4	4	0
③所得割額(円)	0	0	0
④均等割額(円)	106,400	35,200	19,800
⑤平等割額(円)	18,800	5,800	5,000
⑥均等割軽減額(円)	74,480	24,640	13,860
⑦平等割軽減額(円)	13,160	4,060	3,500
⑧限度超過額(円)	0	0	0
⑨算定額(円)	37,500	12,300	7,400
⑩月割増減額(円)	-3,125	-1,025	-617
⑪年間保険料(円)	34,300	11,200	6,700
(内退職分)(円)	0	0	0

⑦期別保険料額

月	特別徴収額	期別	普通徴収額(円)	普通徴収額の納期限
5月				
6月		1期	5,400	令和元年 7月 1日
7月		2期	5,200	令和元年 7月31日
8月		3期	5,200	令和元年 9月 2日
9月		4期	5,200	令和元年 9月30日
10月		5期	5,200	令和元年10月31日
11月		6期	5,200	令和元年12月 2日
12月		7期	5,200	令和 2年 1月 6日
1月		8期	5,200	令和 2年 1月31日
2月		9期	5,200	令和 2年 3月 2日
3月		10期	5,200	令和 2年 3月31日
計		計	52,200	
合計			52,200	

⑧被保険者の加入状況  
及び所得状況

氏 名	加入月数			軽減基準所得額	基準総所得額	備 考
	一般	退職	介護			
浜田 太郎	11	0	11	0		
浜田 花子 (非)	11	0	11	259,821		
浜田 ユキコ	11	0	0			
浜田 さとし	11	0	0			

⑩擬制世帯主、  
特定同一世帯所属者  
は金額なし

⑨非自発的失業者

⑪保険料率

料 率	医療分	支援金分	介護分
所得割率(%)	9.03	2.90	2.66
均等割額(円)	26,600	8,800	9,900
平等割額(円)	18,800	5,800	5,000
課税限度額(円)	610,000	190,000	160,000

(1/1) 1234

**軽減基準所得金額**＝世帯主と被保険者全員の前年中の所得の合計額(65歳以上の方の公的年金所得は15万円を控除した金額、専従者控除は適用前の金額、分離譲渡所得は特別控除前の金額)です。

**基準総所得金額**＝被保険者の前年中の所得の合計額から基礎控除33万円を控除した金額です。ただし、雑損失の繰越控除は考慮されません。

# 国民健康保険料 決定通知書の見方

## ① 納付義務者

保険料の納付義務者である「世帯主」のお名前が記載されています。

## ② 通知番号（左側）＝問い合わせ番号

お電話や窓口で、保険料等についてお問い合わせの際には、以下の内容をお伝えください。

「氏名（必須）」

「生年月日」又は「通知番号（左側）」（\*）

「連絡先の電話番号」

\*氏名にあわせて、「生年月日」又は「通知番号（左側）」をお知らせいただくことで、迅速に該当者の情報を確認することが可能になります。ご協力をよろしく申し上げます。

## ③ 徴収方法

徴収方法が記載されています。

普通徴収…納付書や口座振替にて納付していただきます。

特別徴収…年金からの天引きにて納付していただきます。

特別徴収（普通徴収併用）…6～9月は普通徴収、10月からは特別徴収となります。

## ④ 年間保険料

1年間の保険料額が記載されています。

## ⑤ 「軽減」について

国民健康保険制度では、世帯所得が一定の基準以下の場合に保険料を減額する「軽減」制度があります。

この「軽減」の適用を受けるには、世帯全員が所得を申告していることが必要になります。所得の申告について、詳しくは税務課までお問い合わせください。

区分	保険料が軽減される世帯
7割軽減	前年中の所得が33万円以下の世帯
5割軽減	前年中の所得が33万円＋（28万円×被保険者数）以下の世帯
2割軽減	前年中の所得が33万円＋（51万円×被保険者数）以下の世帯

## ⑥ 保険料の算出内訳

保険料は世帯単位で算出します。「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」の内訳を記載しています。「介護分」は40歳以上65歳未満の方のみ算出し記載しています。

軽減がある世帯は軽減額が記載されています。

# 国民健康保険料 決定通知書の見方

## ⑦ 期別保険料額

各期に納付する保険料額を記載しています。

**普通徴収の方（口座振替含む）**は右側に金額が並び、6月から3月までの10期で保険料を納付書（または口座振替）にて納付していただきます。

**特別徴収の方**は左側に金額が並び、4月・6月・8月・10月・12月・2月の6期に分けて年金から天引きされます（4月・6月・8月は、平成31年2月徴収額と同額です）。

**特別徴収（普通徴収併用）の方**は右側と左側に金額が並び、6月から9月の4期は納付書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きになります。

## ⑧ 被保険者の加入状況及び所得状況

被保険者の加入状況や所得状況（軽減基準所得金額、基準総所得金額）を記載してあります。

**今年75歳**になり、後期高齢者医療制度に該当（国保から離脱）する方は、あらかじめ75歳到達月の前月までの月割りで計算しています。

**今年40歳**になり、介護保険の第2号被保険者に該当する方には、40歳到達月時点で介護分を含んだ保険料を計算し、再度通知します。

## ⑨ 非自発的失業者

非自発的失業者（国保加入時などに申請いただいている場合）には、氏名欄の右端に「(非)」という記載があります。

※ 非自発的失業者に該当する場合、通知書の「軽減基準所得金額」及び「基準総所得金額」は、給与所得を100分の30とみなす前の金額を記載しています。保険料算定時は100分の30とみなした給与所得で計算しています。

## ⑩ 擬制世帯主、特定同一世帯所属者

**擬制世帯主**…世帯員に国保加入者がいる世帯で、自身は社会保険や共済保険などに加入している世帯主です。

**特定同一世帯所属者**…国保から後期高齢者医療制度へ移行した方です。

擬制世帯主、特定同一世帯所属者は、国保加入者ではないため所得割額の算定には含みませんが、**軽減判定所得の算定には含みます。**

## ⑪ 保険料率

賦課対象年度の保険料率、賦課限度額が記載されています。